

※直接支払制度又は受取代理制度
を利用する場合は、出産貸付けの
対象外になります。

公立学校共済組合東京支部

1 貸付の目的

組合員(任意継続組合員を含む。以下同じ。)が、出産費又は家族出産費(以下「出産費等」という。)の支給の対象となる出産に係る支払いのため、資金を必要とする場合に貸付ける。

2 貸付対象者

出産貸付けを受けることができる者は、出産費等の支給を受ける見込みがあり、かつ、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 貸付日が出産予定日まで2か月以内(多胎妊娠の場合は4か月以内。以下同じ。)の組合員又は貸付日が出産予定日まで2か月以内の被扶養者を有する組合員
- (2) 妊娠4か月以上の組合員又は妊娠4か月以上の被扶養者を有する組合員で、異常分娩又は母体保護法に基づく妊娠4か月以上の胎児の人工中絶により医療機関等に一時的な支払いが必要となった者

3 貸付限度額

出産費等の支給額(法定給付額のみ)を上限として、千円単位で貸付けの申込みができます。

- (1) 組合員本人が出産したとき 500,000円×胎児の数
- (2) 被扶養者が出産したとき 500,000円×胎児の数

4 申込方法

出産貸付けを希望する場合は、申込前に、貸付担当までお問合せください。

- (1) 受付期間
受付締切日 毎月10日(土日祝の場合は、その前日)
(受付締切日後に届いたものは、次回の受付日程になります。)
詳しくは、別紙日程表を参照してください。
- (2) 提出方法
郵送又は交換便
- (3) 提出書類
 - ア 出産貸付申込書(所定の様式)
 - イ 出産貸付借用証書(所定の様式)
 - ウ 貸付事業における個人情報に関する同意書
 - エ 給料明細書の写し
 - オ 母子健康手帳の写し(表紙部分)
 - カ 医療機関による証明書(別紙1)
 - ※ 出産予定日2か月以内または妊娠4か月以上での異常分娩等の証明
 - ※ 別紙1の下部の余白部分に、医療機関(事務担当者でも可)の方に「直接支払制度及び、受取代理制度は利用しない。」ことの加筆、署名・押印をお願いしてください。
 - ※ 病院所定の様式による出産(分娩)予定証明書等(別紙1の項目を満たすもの。)により(別紙1)に代えることができます。
 - キ (上記2の(2)に該当する者のみ) 医療機関等からの一時的な支払に要する費用の内訳のある請求書又は領収書の写し

(4) 提出先

公立学校共済組合東京支部（教育庁福利厚生部内）

給付貸付課貸付担当 ☎03-5320-6823（直通）

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎 14階南側

5 貸付利息

無利息

6 貸付決定・送金方法等

申込書及び添付書類等の審査を行い、貸付けを適当と認めたものについては、出産貸付決定通知を受付締切日の翌月初旬に送付するとともに、貸付日に貸付申込人の指定する金融機関宛に送金手続を行います。詳しい日程は、別紙日程表を参照してください。

貸付日：受付締切日の翌月10日（土日祝の場合は、その翌日）

※5月、8月、11月及び1月の貸付（送金）日は、休日の関係で他の月とは異なります。

7 償還方法

貸付金の償還は、出産費等として支給される額から、貸付金額を償還金として控除し、償還金に充当します。

ただし、出産費等として支給される額が貸付金額に満たない場合は、その差額を支部長が指定する振込依頼書により別途返還してください。

8 即時償還

次の事由に該当した場合は、貸付金の全額を即時償還していただきます。

- (1) 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき
- (2) 出産費等が支給されないことが確定したとき
- (3) その他貸付規程又は貸付規則に違反したとき